

長与町農業委員会議事録

令和5年9月25日

長与町農業委員会

令和5年9月農業委員会総会

1. 日時 令和5年9月25日（月） 13時30分から15時00分
2. 場所 長与町役場4階会議室
3. 農業委員会委員 出席委員（11名）
会長 1番 水谷 勉
委員 2番 崎山 光子 3番 辻田 滋子 4番 原田 正利
5番 渡邊 章三 6番 栗山 将和 8番 池田 八千代
9番 山口 和幸 10番 柿本 透 11番 山口 多美子
12番 山中 庄八郎
4. 農業委員会委員 欠席委員（1名）
7番 柳原 厚志
5. 農地利用最適化推進委員 出席委員（8名）
1番 池田 洋祐 2番 尾崎 明光 3番 田中 光夫
4番 山口 正則 5番 増田 博光 6番 吉川 直行
7番 谷口 勝久 8番 尾崎 勝文
6. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名 6番 栗山 将和 8番 池田 八千代
第2 第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第3 第2号議案 農用地利用集積計画について
第4 第3号議案 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（長与町基本構想）
改正に伴う意見聴取について
第5 第1号報告 農地転用専決処分報告
7. 農業委員会事務局職員
事務局長 山崎 昇
農政農地係長 森 雅之
農政農地係主事 竹中 敦月

事務局

それでは、報告にうつります。

長与町農業委員会総会規則第6条により、総会は在任委員の過半数の出席をもって成立することとなっております。

本日は、委員12人中11人の出席をいただいており、過半数に達しておりますので、総会が成立することを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員は8人全員出席でございます。本日の欠席者は、7番 柳原 厚志委員の1人です。

では、ここからの議事等の進行を、水谷会長お願ひいたします。

議長

それでは、令和5年9月の農業委員会総会を開催いたします。

まず、始めに日程第1の農業委員会総会規則、第18条の規定によりまして、議事録署名委員を2人、指名いたします。6番 栗山 将和 委員、8番 池田 八千代 委員を指名いたします。

日程第2 本日は、

第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請が1件。

第2号議案 農用地利用集積計画が1件

第3号議案 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（長与町基本構想）改正に伴う意見聴取についてが出されております。

報告事項は農地転用専決処分を4件予定しております。

では、日程第2 提出された議案の審議に入ります。

第1号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは第1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について、説明いたします。

第1号議案の1ページをお開きください。資料につきましてはNo.1をご参照ください。

整理番号 9

申請地 長与町岡郷（地番） 地目 畑 面積 750m²です。

農地区分は、農用地 区域外となっています。

申請者は、譲渡人が、長与町岡郷（地番）（氏名）

譲受人が、長崎市（地番）（会社名）代表取締役（氏名）

申請目的は、売買による所有権移転です。

転用目的は、駐車場です。

資料No.1の計画平面図と合わせてご覧下さい。

備考欄に記載のとおり、譲受人は申請地を購入し、事業用駐車場として利用します。敷地と道路などの境界で段差ができる部分及び、海側の入り口部分においては、計画平面図上では黄色で表示されている部分です。こちらにコンクリート擁壁を設置します。敷地内は、碎石舗装となっております。また、雨水排水は既存の水路に接続するように場内に勾配を設けます。

区域区分は、都市計画区域外となります。立地基準は、第2種農地、一般基準として、書類と現地での確認の結果、周辺農地への支障については、問題ないと判断しております。

土地の所在ですが、2ページをご覧ください。下側に〇〇バス停がございます。〇〇バス停の北側に位置した、赤色で表示してある場所が、申請地です。なお、農地の正確な形状等につきましては、3ページをご確認いただければと思います。以上です。

議長

ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

尾崎 勝文 推進委員

推進委員
8番

説明をいたします。9月の15日午前9時30分より、水谷会長、崎山委員、山口委員、私と事務局職員2名と、行政書士の7名で現地を確認しました。譲受人の（会社名）が、（地区名）の車両置き場の一部を河川拡幅工事に伴い、一部車両が置けなくなるため代替地としてこちらの土地を購入し、事業用駐車場として利用したいとのことです。農業委員会としては問題ないものと認めますが、職業上4トントラックでだけではないかもしれないということで、会社側と地元住民との説明会等が必要ではないかという話になりました。この後は地元の方々との話合いは絶対必要だと私は感じました。以上です。

議長

続きまして、担当農業委員さんお願いします。

11番 山口 多美子 委員

11番

今、尾崎さんが言われたように、農業委員会としては、売買に関しては問題ないと思いますが、私の家に地域の方から電話がありまして、回覧版は回ってきたんですけど、会社との説明会をしてほしいという意見がありました。その後、会社と地域の方との話合いが21日に行われたということを23日に不動産をされている（譲渡人）が私の家にこられて説明されたんですけど、地域の皆さんとの同意が得られましたということを言われました。説明は以上ですが、質問があります。農業委員ということで私に電話があったんですけど、農業委員はこういうときにはどこまでタッチしていいものかというのがちょっと、今まで3年したんですけど初めてだったので、私もすぐ返事が出来なかつたんですね。それで、地域の自治会長さんとの話合いが1番いいんじゃないですかということは言ったんですけど、どこまで私が言っていいのか分かりませんでした。お願いします。

1番

私のほうから少し見解を述べたいと思うんですけども、私のうちにも直接電話がありました。どういう要望ですかっていうことを聞いたら、今言ったように大型車が進入する可能性

があるのでその件についてお話をしたいということでしたので、私のほうからは農業委員としてはその農地転用が適切かどうか、排水、それから日照関連のですね。当然地元との関連がありますから、それはこの前の立会いで基本的に地元の説明会をするということを聞いておりますというふうにお答えして、私も直接はもうその方とはお会いをしませんでした。3回ぐらい家に電話ありましたかね。基本的に農業委員の範疇がどこまでかという部分がありますから、当然その地権者と地元との対応というのはそこにちょっと農業委員が踏み込むというわけにはいかんだろうと。最終的に調整をしなければいけないという部分は出てきますけども、というふうに私は思っているところです。あまり踏み込むと自分が農業委員の権限とは関係ないところに引っ張り込まれるということがありますから。そこは気を付けたほうがいいのかなと。いろんな問題があったときにはやっぱり事務局にどこまで踏み込みますかということは相談したほうがいいのかなというふうに思いますのでよろしくお願いします。

議長

他にご意見・質問はありませんか

5番 渡邊 章三 委員

5番

参考までにお聞きをします。この下岡の道路は町道ですか。例えばみんなで作った道路という意味ではこの道路は町道なのか、何道路なのかちょっとお聞きをしたい。

事務局

明確には調べておりませんが、町道で間違いないと思います。

5番

町道であれば、今会長が言われたように農地転用の許可をするかどうか、これが一番で、その道路を通っていいかどうかというのは農業委員はやっぱり入るべきじゃないと感じました。

事務局

はい、今回の件についても基本的に農地転用の部分で駐車場にすると4トン車が入るということだったんで、よく地元と話をしてくださいねということだけを伝えているところなんですよ。許可をするとかしないとかそういう問題については全くノータッチで問題はないと思います。農業委員会のスタンスはその農地が転用はできるのかどうか、そこだけの話にどうしてもなりますので、今回の場合は駐車場として転用はできるのかどうかだけを見ていただきたいというのが原則であると思っております。以上です。

5番

こここの土地は、海岸のほうからも行けますよね。この海岸の道路はどういう道路なんでしょうか。それともう1点は、これ農地ですから、売買をするということですのでどれぐらい

の価格なのか。2点お願ひします。

事務局

海岸沿いの道路は町道ではなく、海岸用の道路になります。そちらについては通つて良い悪いというのはこちらのほうからはありませんので、ただ〇〇バス停付近から入っていくことになるんですが、そこはかなりの勾配があるために多分入れないんじゃないかと思っております。そこはもう入るなという判断はないんですが、特段の許可とかそういうものはありません。次に2点目の価格の話なんですが、土地代が〇〇円ということで聞いております。坪に直すと〇〇円になります。以上です。

5番

買うほうが（会社名）の産廃関係とか汚水とか、そういう車を扱っているところですよね。これで申請をして、臭い問題とか、そういう品物を置いたときに地域から苦情が出ると、目的と違うじゃないかというようなことにならないように、その歯止めっていうのはどこら辺で線を引きますか。

1番

この件を仲介した人と行政書士に確認をしております。そういう形になるとちょっと困りますよと。だから、その旨を地元と十分説明をしてくださいと。その旨を地元に説明したことですからそのとおりだろうと。それが変われば当然またほかの部分がわいてきますので、そこはちゃんとしてくださいよというふうに仲介をした方には申し出をしております。以上です。

事務局

21日に説明会があつてゐみたいなんですが、その際に社長さんも来て説明をしたということですので、建物を建てるとか、そういうものはありませんということでの話をしているということで聞いております。それで臭いがどうのというような問題であればその社長さんもまた違う話になってくるかと思いますのでその点はクリアされてるんじゃないかなと思っております。以上です。

議長

他にご意見・質問はありませんか

尾崎 明光 推進委員

推進委員

2番

トラックですけど、トラックはここで洗浄をすることがあるんでしょうか。それと、この出入口が海側からのスロープと書いてあるとこから多分入ると思うんですけど、この護岸道路を常時通つて、ここの出入りをしても問題はないのかという確認です。

事務局

この図面を見ていただいて、図面の左側にH1っていうラインがあるかと思います。ここ
の部分が町道からの入り口になっています。赤の点線が入ってるところですね。途中から黄色
でブロック積みがされてると思うんですが、それまでは道路沿い、道路勾配並んでそこか
ら入れることとなってます。で、海沿いのところも一応入り口としてあるんですが、そこにつ
いては一応県に確認していただいて、通ることは問題ないということで言われたということを聞
いております。以上です。

議長

他にご意見・質問はありませんか

(意見・質問なし)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

この農地法第5条の許可申請を、県へ申達することについて、農業委員の方に挙手で賛否
をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたしま
す。

続いて、第2号議案「農用地利用集積計画について」を審議いたします。事務局から説明
をお願いします。

事務局

それでは第2号議案 農用地利用集積計画について、説明いたします。第2号議案の3ペ
ージをお開きください。

利用権の設定を受ける者の氏名及び住所は、

(氏名) 長与町岡郷 (地番)

利用権を設定する者の氏名及び住所は、

(氏名) 時津町久留里郷 (地番)

利用権を設定する土地は、岡郷 (地番) 地目 畑 面積 845m²です。

利用権の種類は賃貸借で、具体的な作物名はみかんです。

期間は、令和5年10月1日から令和10年9月30日までの5年間です。

平成20年から借り入れており、今回3回目の更新となります。

年間の借賃は〇〇円です。なお、10aあたりの単価は〇〇円となります。

土地の所在を説明します。図面右上にあります〇〇公園の南西側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。以上です。

議長 ただ今の説明に関連して、現地確認を行っていますので、推進委員さんから説明をお願いします。

尾崎 勝文 推進委員

推進委員 8番 説明をいたします。9月15日の午前10時ごろから、水谷会長、崎山職務代理、山口委員、私と事務局2名の6名で現地を確認いたしました。ここはもう（借入）さんが前々から借りて作られていて、今でもちゃんと管理が行き届いていましたので契約の更新ということで何の問題もないと思います。以上です。

議長 続きまして、担当農業委員さんお願いします。

11番 山口 多美子 委員

11番 今、尾崎さんが言われたように、継続ということで問題ないと思います。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありませんか。

(意見・質問無し)

それでは、ご意見・質問並びに審議を終了いたします。

説明のとおり、農用地利用集積計画を許可することについて、農業委員の方に挙手で賛否をとります。異議がない方は挙手をお願いします。

(挙手を確認 議長に報告)

挙手された農業委員が全員で、過半数に達していますので、許可することに決定いたします。

続いて、第3号議案「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（長与町基本構想）改正に伴う意見聴取について」を審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、第3号議案 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（長与町基本構想）改正に伴う意見聴取について、説明します。これは、長与町が策定している、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（長与町基本構想）について、今回改正を行うにあたり、町から、農業委員会の意見を求められたため、議案上程をさせていただいております。詳しい説明は産業振興課より行います。事務局からは以上です。

産業振興課

説明に入る前に1点、訂正事項がございます。基本的な構想の1ページをお開きください。目次の欄になります。中段の第4の2、「その他農用地の利用関係の改善に関する事項」ここを一部訂正で、「その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」に訂正をお願いします。

それでは説明をさせていただきます。まず農業経営基盤の強化の促進に関する長与町基本構想とはどのようなものかといいますと、各市町が自らの地域の農業のあるべき姿について、そのビジョンを描き、今後の地域農政を推進する目標として定めるものとなっております。言葉のとおり、農業経営の基盤を強化するための構想として、この中でどのようなことに取り組んでいくかということをうたっております。構成の内容につきましては、基本計画の上位の計画として、県が定める基本方針に即して作成するようになっております。今回は、さらにその上位となる農業経営基盤強化促進法が改正され、県の基本方針が改正されたことを受けまして、それに合わせて町の基本構想も改正するという流れになっております。今回、法第6条に伴いまして、この基本構想を策定・改正するに当たりましては、農業委員会及び農業協同組合へ意見を伺うように定められております。今回の主な変更点としまして、①農業を担う者の確保及び育成等に関する事項の追加、②地域計画が法定化されたことに関する事項の追加、③利用権設定等促進事業に関する事項の削除及び農地中間管理事業への移行が主な変更点となっております。それぞれ順番に御説明をさせていただきます。まず①農業を担う者の確保及び育成に関する事項の追加としましては、7ページの下段のほうに、第3、第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業担う者の確保及び育成に関する事項とございます。全部で4項目ございます。まず一つ目が、8ページをお開きください。いちばん上段の1、農業を担う者の確保及び育成の考え方としまして、認定農業者制度、認定新規就農者制度など、各種支援制度を活用するとともに、農業経営、就農支援センター、県普及指導センター、農業協同組合などと連携して、研修指導や、相談等を行うことに取り組みます。また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受け入れ体制の整備などの経営発展のための支援を行います。加えて、本町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向けて、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など、農業生産に加わる多様な人材に対しまして、必要な情報の提供等を支援を行ってまいります。二つ目に、

中段の、長与町が主体的に行う取組としまして、県普及指導センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供を行ってまいります。また、本町では新たに農業経営を始めようとする青年が、新規就農関連の支援策を効果的な活用ができるよう、フォローアップをしてまいります。三つ目としまして9ページをお開きください。いちばん上段の関係機関との連携、役割分担の考え方としまして、①農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとするものに対して、農地などに関する相談対応、情報の提供、紹介・あっせんなどを行います。②としまして個々の集落では、農業を担う者を受け入れるため、地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行います。次に四つ目としまして、就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保、育成のための情報収集相互提供といたしまして、希望者が必要とする情報を収集整理し、県及び農業経営就農支援センターへ情報を提供いたします。また、円滑な継承に向けて、必要なサポートを行ってまいります。以上、四つが農業担う者の確保及び育成に関する事項となっております。次に、②地域計画が法定化されたことに関する事項の追加、及び③利用権設定など、促進事業に関する事項の削除及び農地中間管理事業の移行につきましては、前川係長より御説明させていただきます。

はい、長与町産業振興課の前川と申します。よろしくお願ひいたします。それではですね、主な変更点②、③について御説明をいたします。お手元の構想（案）の、11ページをお開きください。はい、11ページのいちばん上にですね、1、第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準、その他、第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項という部分になります。こちらに記載しております地域計画というものですが、令和2年度に人・農地プランの実質化というのをしていただきましたけれども、そちらをもとに、令和6年度末までに、その地域の10年後の目標地図を作成して公表するというふうになっておりまして、その地域計画の作成をするに当たって、地域の農業者の方との協議の場と、協議の参考範囲を決め、記載しているものになります。この第18条とか第19条で書いてあるのは、先ほど最初に改正と説明しました農業経営基盤強化促進法という上位法の法律の条文になっております。こちらのほうで、協議の場というのを規定するとなっておりますので、それに基づいて、こちらの11ページの1番のほうに、こちらを記載しております。次に、大きな変更点の③についてですけれども、従前の基本構想では今、②で説明をした、この地域計画に関する事項を記載していた部分に、その利用権設定等促進事業に関する事項を記載しておりましたが、農地中間管理機構の推進に関する法律の改正に伴いまして、相対での農地の貸し借りを、農地中間管理機構を通じて行うと改正がありまして、令和6年度末までが、経過措置期間になります。今回この県の基本方針の改正に伴いまして、農地中間管理機構を通すと変更している部分で、この利用権設定等促進事業に関する事項の記載を、今しているんですけども、経過措置が終ったときに削除しなければならないので、県下で統一して、こちらはこの改正のタイミングで削除すると統一しております。それに伴いましてこちらの、利用権設定等促進事業に関する事項及び、附則の後に別紙1、2というのがあったんですけども、同様に削除を行っております。主な変更点としては以上の三つになります。その他は県の基本方針に合わせまして、文言等の

修正を行っております。そちらについては、この案の中で朱書きで記載をしております。変更点については以上になります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・質問はありますか。

5番 渡邊 章三 委員

5番 今、基盤整備をやろうとしてるところは後継者とかそういった点も早く決まってくるからそれでいいと思うんですよ。それ以外を行政、町としてどう取り組んでいくのか、どこがしていくのか。委員会なのか、役場なのか、あるいはJAなのか。そういうところをきちっとしていって、経営に一番携わるのは、私はJAが一番経営の内容は知ってると思うんですよ。だからそこあたりと行政がもうちょっと手を組んで、緻密な計画をしていかないと今のままでは漠然として、誰がするのというのが出てこない。やっぱそこら辺を突き詰めていかないと、やはり今から10年先の農業とか、あるいは20年先の農業、あるいは兼業農家もありますよね。もう一つ考えれば定年帰農者、これも重大な労力なんですよ。だからそこら辺も調べてどうしていくのっていうのをどこがするのか。農業委員会がしなければいけないのか。それとも、産業振興課なのか。農協なのか。いや、全部連携をしてやりますよというのか。そこら辺がなかなか漠然として見えてこないから。基盤整備をするところはもう大体分かってるから。後継者もできていいんですけど、それ以外をどうするのかなあというのを聞きたかったんです。以上です。

1番 渡邊委員が言うように、主語がないという言い方になりますけども、全く主語はないんですね、誰がとか。今、ここ3年ぐらい動き出したのはJAの組合長と理事と、それから農業委員会の委員と、それから、県と年に3回ぐらい今協議をします。動き出したのは特に補助事業に対してもいろんな要望をしたり、そこの会の中で出てきたり、少しずつ動き出してきました。ですからそういうものを連携をしなきゃいけない。この法律が当然農業委員会の意見を聞く、JA意見を聞くというふうになってるんですね。当然そこの中で意見を入れ込んでやっていく。今後は、どういうふうに進めていくかということについては私は農振協も一つ上に別にありますけども、そういうところも含めて農業振興協議会とかそういうところももう少し活性化をしながら、やっぱりここの農業経営の類型とか、やり方とか、行政のそれぞれの持つ役割ですね。ここら辺を今後協議していきたい。取りあえずここの中には当たらずさわらず書いているというふうに私はとらえてるんですけどね。今、渡邊委員が誰がやるのかって。これ主語がないのでね。これ誰がっていうより3者ともやらんばいかんというふうに思いますので、より具体的に活性化して進んでいくようにしていきたいと思いますけど。一応題目は題目で結構でございますので、また事務局、農林サイド等どう考てるかということは今からまた協議をさせてもらうということでいいですかね。はい。それではさっき言ったその長与町が主体的に行う、これは町が主体的に行うというふうにここが具体

的にこう書いてあるわけですね。それと、そのあとが関連団体。当然JAと農業委員会と県の指導機関とそういうところが出てくると思います。

5番 9ページ中段、4の下の段にある、長与町地域担い手育成総合支援協議会って初めて私聞いたんですが、これはどんな中身ですか。

産業振興課 今年度につきましては、場所が農協の会議室で行いました。メンバーとしましては県央振興局長崎地域普及課、JA長与支店、それと町の産業振興課と農業委員会の会長と事務局長が主なメンバーになっております。

2番 3ページの新規就農者、令和4年度37名、非常に少ないというふうに思いますが、これは全部ミカンに関連された新規就農者でしょうか。

産業振興課 これは、令和4年度までですので、約18年とか20年近くの間で37名。内容については、手元に資料がないんですけども、ミカン以外の方も相談に来られてます。

2番 一般的な理論ですが、長与町もちろんミカンに力を入れてほしいんですが、今、農地パトロールとか農業新聞とかをずっと勉強させてもらってる中に、例えばイチゴとか野菜とか、そういうもので画期的に町おこしが行われてるっていうのもニュースの中にありますけど、そこら辺を長与町はどういうふうにお考えでしょうか。9割方ミカンというお考えなんでしょうか。

産業振興課 そうですね、基本的にミカンを中心にしてやりとりをさせていただいてます。その中でイチゴであったり他の葉物野菜であったりというご相談も入ってきますけども、基本的にミカンが主で相談に乗っております。

1番 この前町長に意見書を出したときにですね、町長とちょっと何名か出席しましたけども、渡邊委員も一緒に入りましたけど。畠地改良。水田の圃場整備の畠地改良をして、今JAが（地区名）で盛んにやってますね。イチゴ・アスパラ。それは勉強させて新規就農を入れて、そして一人立ちさせて、そしてリースで貸せるというふうな形になりますけど。そういうことについて町長も何かよく思ってるみたいで、そういうところを今後少し、この前（地区名）を見に行ったんですよね。ああいうところを少し町長も形のある食えるものをやってい

きたいという要請をしてましたけども、事務局もひとつぜひ勉強して一步踏み込んでもらえばなというふうに思ってます。

5番 会長と前回町長にもそんな話をしたので、町長さんも言葉としては返ってくるけども、もしよければ現地を見に来てほしいと。事務局的に産業振興課のほうもついてきて、1回見ればここはこういうことをしているなど分かるわけですよ。今、長与町も基盤整備をしてるし、したところもいっぱいあるんですね。だからそういうミカンとかあるいは野菜とかそういう落葉果樹とかは1回見てほしいなと思うんですよね。そうしないと多分肌で感じないと分からぬ。だからそういうのをぜひトップにも伝えてもらって、時間を作つて来ていただけるようにしてほしいなと思います。

1番 農業委員会も視察をしますけども、機会があればぜひ、農林部局からも来ていただいて一緒に見るとかね。今度は山川に、基盤整備の所を見に行こうかと考えてますが、そういうときに農林部にも声をかけて、これは農業委員会の視察研修ですけども、もしチャンスがあればぜひお互いに勉強して、文言の題目だけじゃなくて中身に一步踏み込んでいただきたいというふうに思います。以上です。

5番 ちょっと聞き忘れたことがありますて、多分11ページぐらいに言われたかな、貸し借りの問題で6年度末までが経過措置で相対がもう出来なくなるということかなと理解したんですが、そこら辺は中間管理事業に移すという話を聞いたような。そこをもう1回確認をしたいんでお願いしたいと思います。

産業振興課 はい、先ほど11ページのところで説明をしたことですかけども、今の相対で貸し借りっていうのが出来て期間が5年とか10年とかっていうのが今出来ているんですけども、こちらが法改正がありまして、もう基本的にはそういう貸し借りについては中間管理機構を経由するというふうに法律上なってしまってるんですよね。ただ、現段階でもまだ相対、貸し借りされる方はたくさんいらっしゃるので経過措置として令和7年3月末まで、6年度末までは相対での貸し借りというのはまだそこは経過措置としててもいいですというふうになります。もし例えばそこで相対で貸し借りをされて、その期間が満了した場合っていうのはもうその6年度末を超えてしまうともう1回相対でっていうことが出来なくなるので、それ以降はもう中間管理機構を経由して貸借をしていただくという形になります。以上です。

議長 他にご意見・質問はありませんか

(意見・質問無し)

それでは、第3号議案についての審議を終了します。
続いて、報告事項について事務局からお願いします。

事務局

それでは、報告いたします。

1件目

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出です。

200m²未満の農業用施設にかかる届出となります。

報告事項の1ページをお開きください。

資料につきましては、No.2をご覧ください。

右側の格納庫と書かれた部分の申請となります。

1. 当事者の氏名・住所

届出者は、(氏名) 長与町丸田郷 (地番)

2. 土地の所在等は

長与町斎藤郷 (地番) 地目 畑 面積 922m²のうち10m² です。

3. 転用計画

転用の目的は、農業用倉庫です。

4. 申請日 令和5年9月4日

5. 専決処分の日 令和5年9月6日

土地の所在地を説明します。

資料No.2の2枚目をお開きください。

図面右下にあります(施設名)の北西側に位置した、赤で表示してある場所が、申請地になります。

2件目から4件目は、

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出です。

高田南土地区画整理事業の住宅用地としての転用届となっております。

報告事項の2ページをお開きください。

資料につきましてはNo.3をご準備ください。

1枚目に高田南土地区画整理事業の街区案内図、2枚目以降に仮換地先の現況写真と仮換地指定図となっておりますのでご参照ください。

2件目

売買による所有権移転です。

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、

(会社名)

住所 福岡市（地番）です。

譲渡人は、

(氏名)

住所 長与町高田郷（地番）

2. 土地の所在等

届出の筆は1筆で、登記地目は畑です。

高田郷（地番）、面積424m²です。

高田南土地区画整理事業の街区としては、

記載の通り、

(街区番号)、面積156m²、となります。

4. 申請日 令和5年8月25日

5. 専決処分の日 令和5年8月29日

3件目

売買による所有権移転です。

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、

(氏名)

住所 長崎市（地番）

譲渡人は、

(会社名)

住所 長崎市（地番）

2. 土地の所在等。

届出の筆は1筆で、登記地目は田です。

高田郷（地番）、面積372m²です。

高田南土地区画整理事業の街区としては、

記載の通り、

(街区番号)、面積178m²、となります。

4. 申請日 令和5年9月1日

5. 専決処分の日 令和5年9月1日

4件目

売買による所有権移転です。

1. 当事者の氏名・住所

譲受人は、

(氏名)

住所 長与町高田郷（地番）

譲渡人は、

(会社名)

住所 大阪市（地番）

2. 土地の所在等。

届出の筆は2筆で、

登記地目は畠。

高田郷（地番）、面積124m²

登記地目は畠。

高田郷（地番）、面積32m²

です。

高田南土地区画整理事業の街区としては、

記載の通り、

(街区番号)、面積189m²、となります。

4. 申請日 令和5年9月14日

5. 専決処分の日 令和5年9月15日

以上のとおり、長与町農業委員会事務局の設置及び事務処理等に関する規則第8条の規定により、専決処分をしたので報告いたします。

令和5年9月25日 長与町農業委員会 事務局長 山崎 昇
以上です。

議長

ただいまの報告について、尋ねたいことはありませんか。

5番 渡邊 章三委員

5番

1件目について、土地の所有者が（氏名）になっていますが、土地の名義も（氏名）に変わったのですか。借りただけなので、所有者は元の地権者の名前になるのではないでしょうか。

渡邊委員のご指摘のとおり、所有者は元の地権者名になります。訂正いたします。

事務局

他にお尋ねはありませんか。

議長

(お尋ね無し)

以上で報告事項を終わります。

次に、行事報告を事務局からお願ひします。

(この後、令和5年9月の行事報告が行われた。)

最後に10月の日程について、事務局からお願ひします。

10月25日（月）13時30分からはいかがでしょうか

事務局

(異議なし)

以上を持ちまして、長与町農業委員会9月総会を閉会します。

議長